

宮城県公報

令和7年12月24日(水)
号外第43号

目次

条例

- 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例(議会事務局総務課)

次の条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 24 日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

宮城県条例第 64 号　県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 県議会議員の議員報酬等に関する条例（平成12年宮城県条例第95号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定により期末手当の額を算出する場合において、期末手当基礎額は、議員報酬月額にその額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乗ずる割合は、<u>100分の177.5</u>とする。</p>	<p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定により期末手当の額を算出する場合において、期末手当基礎額は、議員報酬月額にその額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乗ずる割合は、<u>100分の172.5</u>とする。</p>

第2条 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p>

3 前項の規定により期末手当の額を算出する場合において、期末手当基礎額は、議員報酬月額にその額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乗ずる割合は、100分の175とする。

3 前項の規定により期末手当の額を算出する場合において、期末手当基礎額は、議員報酬月額にその額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乗ずる割合は、100分の177.5とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条、次項及び附則第3項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の県議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内扱)

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の県議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内扱とみなす。